

	項目名	点数	対象患者	対象となる薬局	主な算定要件	備考
薬剤服用歴管理指導料などの加算	特定薬剤管理指導加算2	100点 (月1回まで)	「連携充実加算」を届け出ている医療機関で、抗がん剤を注射された患者	その医療機関の処方箋に基づき、抗がん剤又は制吐剤等の支持療法薬を調剤する保険薬局で、 <b>下記の要件を全て満たしている場合</b> ○ 5年以上の保険薬剤師の勤務経験を持つ薬剤師の勤務（保険医療機関の勤務経験を1年まで通算可） ○ パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーへの配慮 ○ 麻薬小売業者の免許取得と必要な指導を行える体制の整備 ○ 医療機関が実施するがん化学療法に係る研修会への常勤薬剤師の年1回以上の参加（2020年9月30日までは経過措置）	○ 患者の副作用の発現状況、レジメン等を文書により確認し、必要な薬学的管理・指導を行う ○ 患者の同意を得て、調剤後の抗がん剤や <b>支持療法薬</b> に関し、電話等（※1）により、服用状況、副作用の有無等について患者または家族に確認する ○ 医療機関に必要な情報を文書により提供する（※2※3） ○ 上記文書の写しまたは要点を薬歴に添付または記録する	※1… 電話やビデオ通話などリアルタイムの音声通話による確認。患者が他の医療機関の処方箋を持参したときの確認でもよい ※2… 加算に関わる医療機関への情報提供では、服薬情報等提供料は算定不可。ただし、他の医療機関や他科での処方薬の情報を、その医療機関または他の医療機関などに情報提供した場合は算定可 ※3… 特定薬剤管理指導加算2を算定できるのは、情報提供後に患者が処方箋を持参し再来局したとき。ただし、加算に関わる薬剤を処方した医療機関の処方箋である必要はない
	吸入薬指導加算	30点 (3カ月に1回まで※1)	① 喘息または COPD で吸入薬が投薬されている患者（※2） ② 加えて、以下のいずれかに該当し患者の同意を得た場合 ア) 医療機関からの求めがあった場合 イ) 患者または家族等の求めがあるなど吸入指導の必要性が認められた場合で、医師の了解を得たとき		○ 文書と練習用吸入器等を用いて吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かなどの確認等を行う（※3） ○ 医療機関に対し、文書による吸入指導の結果等に関する情報提供（※4）を行う	※1… 他の吸入薬が処方され必要な吸入指導等を行ったときは、3カ月以内でも算定可 ※2… かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料を算定している場合は算定不可 ※3… 吸入指導は、日本アレルギー学会「アレルギー総合ガイドライン 2019」等を参照して行う ※4… 吸入指導の内容や、患者の吸入手技の理解度等についての情報提供であり、文書の他、手帳による情報提供でも差し支えない。 <b>ただし、患者への吸入指導等を行った結果、患者の当該吸入薬の使用について疑義等がある場合には、処方医に対して必要な照会を行うこと</b>
	調剤後薬剤管理指導加算	30点 (月1回まで)	① インスリン製剤または SU 剤（以下、インスリン製剤等）が処方され、下記のいずれかに該当する糖尿病患者（※1） ア) 新たにインスリン製剤等が処方された イ) 既にインスリン製剤等を使用しているが、他のインスリン製剤等が新たに処方された ウ) インスリン製剤等の注射単位（SU 剤の場合は用法・用量）の変更があった ② 加えて、以下のいずれかに該当し患者の同意を得た場合 ア) 医療機関からの求めがあった場合 イ) 患者または家族の求めがあるなど調剤後の管理・指導の必要性が認められた場合で、医師の了解を得たとき	地域支援体制加算を届け出ている薬局	○ 低血糖の予防等の観点から、調剤後に電話等により、その使用状況、副作用の有無等について患者に確認する等（※2）、必要な薬学的管理指導を行う ○ その結果等を医療機関に文書やお薬手帳により情報提供する（※3※4※5） ○ 情報提供した文書の写し又はその内容の要点等を薬歴に添付又は記載する	※1… かかりつけ薬剤師指導料・包括管理料を算定している場合は算定不可 ※2… 計画的な電話またはビデオ通話による確認を原則とする。 <b>インスリン製剤等の調剤と同日に電話などで確認した場合には算定不可</b> ※3… 速やかに医療機関に伝達すべき副作用等の情報を入手した場合（インスリン製剤等以外の薬剤による場合も含む）は、遅滞なく情報提供する。同時に、必要に応じて患者に医療機関への受診勧奨を行う ※4… 加算算定時の情報提供では服薬情報等提供料は算定不可 ※5… 調剤後薬剤管理指導加算を算定できるのは、情報提供後に患者が処方箋を持参し再来局したとき。ただし、加算に関わる薬剤を処方した医療機関の処方箋である必要はない

※厚生労働省 令和2年度診療報酬改定資料「調剤報酬点数表」「調剤報酬点数表に関する事項」「疑義解釈資料の送付について（その1）」「疑義解釈資料の送付について（その5）」をもとに作成